

令和5年第5回室蘭市教育委員会定例会

会議録

令和5年第5回室蘭市教育委員会定例会

1 日 時 令和5年5月31日（水）
 開会 午後4時00分
 閉会 午後5時00分

2 場 所 室蘭市役所 2階大会議室

3 本日の議事日程

日程	番号	件 名
第1		会 議 録 署 名 委 員 の 指 名
第2	報告第1号	室 蘭 市 教 育 委 員 会 6 月 行 事 予 定 の 件
第3	報告第2号	室 蘭 市 教 育 委 員 会 臨 時 代 理 の 件 (室 蘭 市 教 育 委 員 会 事 務 局 職 員 の 人 事 発 令 の 件)
第4	報告第3号	令 和 4 年 度 室 蘭 市 教 育 委 員 会 所 管 施 設 利 用 状 況 報 告 の 件
第5	報告第4号	室 蘭 市 民 族 資 料 館 保 管 の ア イ ヌ 遺 骨 の 件
第6	報告第5号	室 蘭 市 教 育 委 員 会 臨 時 代 理 の 件 (室 蘭 市 男 女 平 等 参 画 セ ン タ ー 条 例 中 一 部 改 正 の 件 に 係 る 市 長 へ の 申 入 れ の 件)
第7	報告第6号	室 蘭 市 教 育 委 員 会 臨 時 代 理 の 件 (地 方 自 治 法 第 1 8 0 条 の 2 の 規 定 に 基 づ く 委 任 事 務 に 関 す る 協 議 の 件)
第8	報告第7号	室 蘭 市 教 育 委 員 会 臨 時 代 理 の 件 (室 蘭 市 体 育 施 設 条 例 中 一 部 改 正 の 件 に 係 る 市 長 へ の 申 入 れ の 件)
第9	議案第1号	令 和 5 年 度 教 育 行 政 方 針 (案) の 件
第10	議案第2号	室 蘭 市 教 育 支 援 委 員 会 委 員 の 委 嘱 の 件
第11	議案第3号	室 蘭 市 教 育 支 援 委 員 会 諮 問 の 件
第12	議案第4号	室 蘭 市 立 中 学 校 に 係 る 部 活 動 の 方 針 の 件
第13	議案第5号	室 蘭 市 ス ポ ー ツ 推 進 審 議 会 委 員 の 委 嘱 の 件
第14	議案第6号	室 蘭 市 学 校 給 食 運 営 協 議 会 委 員 の 委 嘱 の 件
第15	議案第7号	室 蘭 市 学 校 給 食 費 等 に 関 す る 諮 問 の 件

4 出席委員 伊藤教育長 稲川委員 定廣委員 古谷委員 増川委員

5 説明員 坂口教育部長 入村教育指導参事
 棟方指導主事 山本指導主事 船橋総務課長
 山口学校教育課長 山崎生涯学習課長 佐藤生涯学習課主幹
 伏見図書館長 本野学校給食センター所長

伊藤教育長

ただ今から、令和5年第5回室蘭市教育委員会定例会を開会いたします。日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。本日の会議録署名委員に定廣委員を指名いたします。

次は、日程第2「報告第1号 室蘭市教育委員会6月行事予定の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

船橋総務課長

報告第1号「室蘭市教育委員会6月行事予定の件」のうち、主なものにつきまして、ご説明いたします。2ページの報告第1号別紙をご覧ください。

はじめに、学校教育課でございます。3日から17日まで、各小学校で運動会が行われるほか、16日から7月5日まで、教科書展示会が教科書センターと図書館本館、輪西分室で行われます。次に、生涯学習課でございます。はじめに社会教育では、1日に「令和5年第3回社会教育委員の会」が行われるほか、25日に「男女平等参画プラザ祭2023」がミンクールで開催されます。次の市民美術館では、月を通して「山本家弘展」が、2日から7日まで「写真道展」が、15日から18日まで「室蘭美術協会企画展」が、28日から30日まで「日曜画家作品展」が開催されます。次のDENZAI環境科学館では、3日と4日に「エコ教室 水をきれいにしよう」が、24日に「夢工房のロボットサッカー」が、25日に「おもちゃの病院中島」が、開催されるほか、「ファミリーサイエンス」や「スポットサイエンス」が随時、開催されます。次のスポーツでは、25日に「ニューススポーツフェスティバル」が開催されます。次の図書館では、3日と24日に「おはなし会」が、18日に「英語のおはなし会」が、28日に「ステップライブラリー」が、29日に「親子読書ふれあい事業(ブックスタート)」が開催されます。次の、港の文学館では、月を通して企画展「港の文芸誌展文学に香り漂う街、室蘭」が開催されます。説明は以上でございます。

伊藤教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。それでは、報告第1号は終了します。

次は、日程第3「報告第2号 室蘭市教育委員会臨時代理の件（室蘭市教育委員会事務局職員の人事発令の件）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

船橋総務課長

報告第2号「室蘭市教育委員会臨時代理の件（室蘭市教育委員会事務局職員の人事発令の件）」について、ご説明申し上げます。3ページをご覧ください。

臨時代理事項は、室蘭市教育委員会事務局職員の人事発令の件となります。4ページの報告第2号別紙をご覧ください。部長職昇任でございます。教育部次長の西舘武志が、保健福祉部長へ昇任し、室蘭市へ出向となっております。説明は以上でございます。

伊藤教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。それでは、報告第2号は終了します。

次は、日程第4「報告第3号 令和4年度室蘭市教育委員会所管施設利用状況報告の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

山崎生涯学習課長

報告第3号「令和4年度室蘭市教育委員会所管施設利用状況報告の件」について、まずは、社会文化関連施設の利用状況をご説明させていただきます。報告第3号別紙1をご覧ください。

資料一番上の文化センターから一番下の生涯学習センターまでの10施設の合計で、令和3年度の417,702人に対し、令和4年度は572,307人と、154,605人の増加となっております。令和3年度では、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、2ヶ月間程度の休館期間があったことから、令和4年度は全ての施設で利用増となっております。文化センター、市民会館、胆振地方男女平等参画センターにつきましては、利用者数が新型コロナウイルス拡大前の約7割程度まで回復しております。また、環境科学館につきましては、新型コロナウイルス拡大前の旧科学館時代ではございますが、それに比べまして、約1.5倍の利用者数となっております。生涯学習センターを除くその他の施設につきましては、新型コロナウイルス拡大前と同等程度の利用者数まで回復しております。また、生涯学習センターにつきましては、来館者数は回復傾向にありますが、自由来館できる交流広場、そちらを利用を制限する時期が長かったことから、全体の利用者数としては、前年度に比べて

増加はしているものの、開館当初の令和元年度と比べると6割程度となっております。説明は以上でございます。

佐藤生涯学習主幹

続きまして、スポーツ関連施設の利用状況をご説明させていただきます。報告第3号別紙2をご覧ください。

施設の合計利用者数は、令和3年度の約279,000人に対して、令和4年度が約306,000人となっており、約26,000人の増加となっております。各施設は、全体的に前年度より増加しており、令和3年度はコロナによる休館もありましたが、令和4年度はコロナによる影響も少なくなっており、回復傾向にあるのかなと思っております。コロナ禍が2～3年ほど続いたので今後傾向を見ていく必要があるかと思いますが、例えば、入江運動公園の陸上競技場については、専用の参加人数、1回の大会等で参加する人数が減少しているのかなと思っております。また、サッカーについては、トーナメントではなく、リーグ戦化が進み、一度に集まるチーム・人数が減少していくのかなと考えてます。

また、栗林アリーナについては、利用者が約100,000人となっており、令和3年度の旧体育館の利用者数は約92,000人で少し増加しておりますが、今回の資料とは別に運営者の自主事業で、トレーニング施設があり、そちらは約30,000人の利用があります。

だんパラについては、他の施設と逆に近年、天候やコロナによる近場利用、オリンピックなどの影響により増加傾向にありましたが、令和4年度は前回シーズンと比較して市街地の積雪量が少なく、ナイター営業の日数が減少したことから、減少したと思われまます。説明は以上でございます。

伊藤教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。それでは、報告第3号は終了します。

次は、日程第5「報告第4号 室蘭市民族資料館保管のアイヌ遺骨の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

山崎生涯学習課長

報告第4号「室蘭市民族資料館保管のアイヌ遺骨の件」について、ご説明いたします。9ページ報告第4号別紙

1 をご覧下さい。

現在、民俗資料館には、昭和30年代から40年代にかけて、市内の遺跡等から発掘されたアイヌ期の人骨7体を保管しています。内1体は登別市の遺跡から発掘されたものですが、当時は室蘭地域の発掘担当者が近隣の発掘も担当しており、発掘後、勤務先でありました室蘭市内の高校に保管しておりました。民俗資料館開館とともに移管され、現在に至っております。

平成19年の国連総会で先住民族の権利に関する国際連合宣言が採択されてから、大学及び研究機関等で保管されているアイヌ人骨の地域への返還等が進んでいます。博物館等では、地域の遺跡から見つかった人骨を保管していますが、令和4年に文化庁から大学とは別に博物館等で保管するアイヌ遺骨等の取扱指針が示されたことから、各博物館でも対応を進めているところでございます。

室蘭市民俗資料館保管のアイヌ遺骨につきましては、室蘭アイヌ協会と協議を重ね、地元アイヌ協会の意向に沿って、白老の慰霊施設へ集約する方向で進めております。本年3月下旬に今後の予定も含めて再度、白老の慰霊施設への集約について了解を得たところでございます。また、胆振管内でアイヌ遺骨を保管している苫小牧市、豊浦町と連携して文化庁の指針に従い、今月から民俗資料館保管のアイヌ遺骨取扱に関する方針案に対する意見を募集しています。

今後の予定と致しましては、現在募集している意見が、6月30日までに取扱方針案の変更に係わる意見がない場合には、この取扱方針により、6月末から2ヶ月間、返還申請等を受け付け致します。申請がない場合には、地元アイヌ協会の意向に沿い、令和6年8月に白老の慰霊施設へ集約する予定となっております。なお、本年3月に遺骨に関する燻蒸などの連絡が文化庁からあり、苫小牧市、豊浦町と協議を実施致しまして、3市町で連携して文化庁への問い合わせなどを行っていたことから、今回5月の報告となっております。説明は以上でございます。

伊藤教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。それでは、報告第4号は終了します。

次は日程第6「報告第5号 室蘭市教育委員会臨時代理の件（室蘭市男女平等参画センター条例中一部改正の件に係る市長への申入れの件）」、日程第7「報告第6号 室蘭市教育委員会臨時代理の件（地方自治法第180条の2の規定に基づく委任事務に関する協議の件）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

山崎生涯学習課長

報告第5号及び報告第6号の室蘭市教育委員会臨時代理の件につきまして、関連がありますので、一括してご説明させていただきます。

はじめに、報告第5号につきましては、室蘭市男女平等参画センター条例中一部改正の件に係る市長への申入れの件について、室蘭市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第3条第1項に基づき、教育長が臨時代理したため、ご報告するものでございます。

臨時代理の内容でございますが、報告第5号別紙の条例改正について、令和5年6月5日開会予定の第2回市議会定例会に議案として付議するよう申し入れることについて臨時代理したものでございます。

条例の内容については、報告第5号別紙をご覧ください。室蘭市男女平等参画センター条例の一部を改正する条例でございます。下段の提案理由でございますとおり、パートナーシップ制度をはじめとした性の多様性に対応した取組みについて、市長部局が所管することに伴い、条例上の男女平等参画センターの管理運営に関する権限を市長に移管しようとするものでございます。具体的には、報告第5号参考の新旧対照表をご覧ください。条例の規定中教育委員会とあるのを市長に改めるほか、教育委員会規則とあるのを規則などと改正しようとするものでございます。なお、改正条例の施行は、権限の移管予定の令和5年7月1日でございます。

次に、報告第6号につきましては、報告第5号と関連するものでございまして、男女平等参画行政に関する事務について全庁的に市長部局である生活環境部に業務を集約することから、当該事務を教育委員会への委任事務から除外する旨の協議が市長からあり、その協議に対して同意することについて、教育長が臨時代理したため、ご報告するものでございます。協議内容につきましては、

別紙の令和5年5月24日付けの委任事務に関する協議の文書で、令和5年7月1日より、男女平等参画行政に関する事務を教育委員会への委任事務から除外する内容でございます。

なお、教育委員会への委任事務を規定している市長規則である室蘭市事務委任規則につきましては、同文書下段の新旧対照表のとおり、男女平等参画行政に関するものを削除する改正を令和5年7月1日施行にて行う予定となっております。次のページは、教育長から市長宛てに、委任事務の削除の協議について、市行政の円滑な執行に資すると判断されることから、同意した文書となります。説明は以上でございます。

伊藤教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。それでは、報告第5号及び報告第6号は終了します。

次は、日程第8「報告第7号 室蘭市教育委員会臨時代理の件（室蘭市体育施設条例中一部改正の件に係る市長への申入れの件）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

佐藤生涯学習主幹

報告第7号「室蘭市教育委員会臨時代理の件（室蘭市体育施設条例中一部改正の件に係る市長への申入れの件）」について、ご説明いたします。

本条例の改正は、今年度まで使用可能、次年度に廃止となります高砂テニスコートについて、室蘭市体育施設条例より新旧対照表のとおり、削除するものでございます。施行日は令和6年4月1日となっております。

なお、テニスコートにつきましては、今年度、入江運動公園内の旧サッカー場の跡地を工事しまして、令和6年4月1日に新たなテニスコートの開設を予定しております。説明は以上でございます。

伊藤教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。

古谷委員

来年度はサッカーの全国大会が開催されると思いますが、現在の入江のサッカー場を廃止して、練習場所など

は大丈夫でしょうか。

佐藤生涯学習主幹

来年度は、全国高校総体の女子サッカーが開催されることになってまして、会場は3ヶ所となっており、室蘭では新たに開設した祝津のサッカー場と入江の競技場の中の2ヶ所を使用する予定で、もう1ヶ所は伊達のサッカー場を使用する予定です。練習につきましては、基本的に過去の開催を確認すると、開催都市では練習はしておらず、例えば高校のグラウンドをお借りしてなど、周辺で練習するという形となっております。

伊藤教育長

ほかにありませんか。それでは、報告第7号は終了します。

次は、日程第9「議案第1号 令和5年度教育行政方針（案）の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

船橋総務課長

議案第1号「令和5年度教育行政方針（案）の件」についてご説明いたします。

前回の勉強会にてお示しいたしました令和5年度教育行政方針（案）につきましては、委員の皆様からご意見をいただきまして、それらを反映させた修正案を5月1日に改めてご送付いたしましたところでございます。本日はその後に修正した部分、市長が説明する市政方針との内容や語句の整合性を図るため、何点か修正した部分等をご説明させていただきます。

修正内容につきましては、51ページ議案第1号参考の令和5年度教育行政方針（案）見え消し版をご覧ください。主な修正内容としては、52ページの目次の構成を修正し、細かく見出しを追加しました。また、大項目Ⅲを「安心・安全」から「安全・安心」へ順番を入れ替えました。次に、53ページの「はじめに」において、文言を一部修正、整理しました。次に、56ページの8行目、「人材の育成を図ることを計画して参ります」から、「図って参ります」へ修正しました。次に、57ページの5行目、「授業作りに努めて参ります」から、「進めて参ります」へ修正、同じく10行目、「学習環境の整備に努めて参ります」から、「整備して参ります」へ

修正しました。次に、58ページの6行目、「可能なものから実施して参ります」から、「取り組みを開始いたします」へ修正しました。次に、61ページの11行目、「校舎の安全につきましては、中学校の体育館棟を中心に照明のLED化を進める」としておりましたが、これは校舎の安全とは直接関係しないため、この文言を削除しました。次に、63ページ下から6行目、「アスリート招聘事業」から「子どもたちがスポーツ選手や指導者等の経験や技術に触れられる機会の創出」へ修正しました。そのほかにつきましては、重複表現や言い回しなどの修正となっております。なお、本日、議決をいただきましたら、来月5日に開会されます第2回室蘭市議会定例会にて、本方針を説明する予定となっております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

伊藤教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。

それでは、議案第1号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

伊藤教育長

ご異議がありませんので、原案のとおり可決いたします。

次は、日程第10「議案第2号 室蘭市教育支援委員会委員の委嘱の件」、日程第11「議案第3号 室蘭市教育支援委員会諮問の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

山口学校教育課長

議案第2号と議案第3号について、関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第2号「室蘭市教育支援委員会委員の委嘱の件」について、ご説明申し上げます。本件は、昨年5月の定例会でお諮りし、令和4年4月1日から2年間の任期で委嘱を行った委員のうち、今年度、4月の人事異動により欠員となりました委員の後任として、議案第2号別紙の名簿のとおり、補欠委員の委嘱をご提案申

し上げるものでございます。なお、補欠委員の任期につきましても、同条例第3条第2項ただし書きのとおり、前任者の残任期間となる令和6年6月30日までとなります。

続きまして、議案第3号「室蘭市教育支援委員会諮問の件」について、ご説明申し上げます。本件は、室蘭市教育支援委員会条例第2条に基づき、教育上特別の支援を必要とする就学予定者や児童生徒に対し、教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行うため、児童生徒等の適切な就学先及び就学後の教育的支援に関する事、並びに特別支援教育の指導の改善及び推進に関する事の2点に関して、教育支援委員会に諮問したいことから、ご提案申し上げます。なお、今年度の諮問につきましては、6月30日に予定しております委員会席上で行いまして、11月上旬に本件諮問に対する答申を頂けるよう、業務日程を考えてございます。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

伊藤教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。

それでは、議案第2号及び議案第3号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

伊藤教育長

ご異議がありませんので、原案のとおり可決いたします。

次は、日程第12「議案第4号 室蘭市立中学校に係る部活動の方針の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

山口学校教育課長

議案第4号「室蘭市立中学校に係る部活動の方針の件」についてご説明申し上げます。

本件は、今年3月に北海道教育委員会策定の北海道の部活動の在り方に関する方針の改定に伴い、本市が策定している室蘭市立中学校に係る部活動の方針の改定を行うものでございます。議案第4号別紙1をご覧ください。

はじめに、方針改定の趣旨等でございますが、北海道教育委員会が平成31年に策定した北海道の部活動の在り方に関する方針について、この度、スポーツ庁と文化庁が運動部活動と文化部活動のガイドラインを統合した上で、全面的に改定し、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応などについて示す、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが策定されたことに伴い、改定をしたことから、本市が策定しております室蘭市立中学校に係る部活動の方針についても改定をするものでございます。

次に主な改正内容につきましては、記載のとおりでございますが、3の適切な休養日の設定では、活動時間の設定などのほか、部活動の地域移行を見据えた対応として、地域との連携を深めることや、部活動の指導者について、教員のほかに、部活動指導員や外部指導者が指導できることなどを追加、修正した内容となっております。本改定につきましては、令和5年7月1日からの施行を予定しておりまして、今後、校長会にて説明後に、学校に通知し、今年度中に各学校において、学校の部活動に係る活動方針を改定し、令和6年度から実施する予定で考えております。なお、参考としまして、議案第4号参考に北海道の部活動の在り方に関する方針の改定概要を添付しておりますので、ご参照ください。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

伊藤教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。

増川委員

特例の廃止ですが、この特例はどのような内容だったのですか。

山口学校教育課長

議案第4号参考の中段に記載しておりますが、活動時間の上限ですとか、休養日の下限を特例として設定していたものを廃止するということになっております。

棟方指導主事

大会前などは、通常よりも活動時間の上限が多く設定されておりましたが、それが廃止された形となります。

増川委員 改正について、北海道の内容に室蘭市は従わないといけないものなのでしょうか。それとも独自の運用が許されているのですか。

伊藤教育長 教職員の任命権者は北海道で、教員の働き方改革という部分で改定されていることもあり、基本的には準じる形になります。

増川委員 それであれば、何を議論するのでしょうか。報告でなく、議案だったものですか。

坂口教育部長 北海道に従わなければならないという法的な義務はないのですが、、例えば、政令指定都市の札幌市だと別ですが、教育長がお話ししたとおり、教職員の任命権者が北海道で、教職員の働き方改革に関する事なので、やはり準拠する自治体がほとんどとなっております。

伊藤教育長 ほかにありませんか。それでは、議案第4号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

増川委員 本件については、棄権とさせていただきます。建て付けとしては、市独自で策定するという事になっているものが、一方的にこういう形でやりなさいと言われたものを賛成することはできません。

伊藤教育長 承知しました。

(他の委員は異議なし)

伊藤教育長 それでは、本件については、賛成多数により、原案のとおり可決させていただきます。

次は、日程第13「議案第5号 室蘭市スポーツ推進審議会委員の委嘱の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

佐藤生涯学習主幹 議案第5号「室蘭市スポーツ推進審議会委員の委嘱の件」について、ご説明させていただきます。

本件につきましては、室蘭市スポーツ推進審議会条例

第3条に基づき、委員の任期が2年となっておりますが、室蘭市スポーツ推進審議会委員の退任に伴い、補欠委員を委嘱したく本案を提出するものでございます。新たな委員につきましては、委員名簿に記載の永堀善之委員でございます。任期につきましては、同3条により前任の残任期間といたしまして令和6年7月3日までといたします。説明は以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

伊藤教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。

それでは、議案第5号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

伊藤教育長

ご異議がありませんので、原案のとおり可決いたします。

次は、日程第14「議案第6号 室蘭市学校給食運営協議会委員の委嘱の件」、日程第15「議案第7号 室蘭市学校給食費等に関する諮問の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

本野学校給食センター所長

給食センターに関連する議案第6号と議案第7号について、あわせてご説明申し上げます。

まず、議案第6号「室蘭市学校給食運営協議会委員の委嘱の件」について、ご説明申し上げます。本件は、室蘭市学校給食センター条例第4条及び同条例施行規則第8条の規定に基づき、議案第6号別紙のとおりご提案申し上げます。学校給食運営協議会の委員は、議案第6号参考に記載のとおり、学校及び関係団体の代表者、関係行政機関の職員、学識経験者の中から委嘱することとしており、任期満了に伴い、新たに委嘱しようとするもので、今回委嘱する委員の人数は前回同様に10名となっております。新委員は、それぞれの団体から推薦をいただいた方々でございまして、委嘱期間は、令和5年6月7日から令和7年6月6日までとなっております。

次に、議案第7号「室蘭市学校給食費等に関する諮問の件」について、ご説明申し上げます。本件は、室蘭市学校給食センター条例第4条及び同条例施行規則第7条の規定に基づき、令和6年度の学校給食費等につきまして、室蘭市学校給食運営協議会に諮問することから、ご提案を申し上げるものでございます。また、学校給食費の決定につきましては、この諮問に対する運営協議会からの答申を受けた後、教育委員会定例会にてご審議いただき、決定する運びとなっております。この諮問に対する運営協議会からの答申時期につきましては、令和6年1月下旬頃を予定しております。2件の議案につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

伊藤教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。

それでは、議案第6号及び議案第7号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

伊藤教育長

ご異議がありませんので、原案のとおり可決いたします。以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。全体を通して何かご意見等はございますか。

稲川委員

教育行政方針についてですが、チャットGPTが身近なものとなってきていて、特に中学生の子ども達がAIとどういう形で向き合っていくのか、それについてどう教育していくのかということは、大事なのかなと思いますので、可能でしたら追記してもらえればと思います。

伊藤教育長

貴重なご意見ありがとうございます。それでは、これをもって令和5年第5回室蘭市教育委員会定例会を閉会いたします。

本委員会の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

室蘭市教育委員会教育長 伊 藤 博 明

室蘭市教育委員会委員 定 廣 真 理

会 議 録 調 製 員 船 橋 晶